

令和2年度

農業者用

償却資産(固定資産税)申告の手引き

お知らせ

- 償却資産申告書の提出期限は **令和2年1月31日(金)** です。
- 申告書は資産の所在する区ごとに作成し、新潟市市税事務所資産税課償却資産係へご提出ください。(各区役所、出張所では受付できません。)
- 申告書を郵送でご提出される方で、**收受印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。**
申告書の控えの返送状況等の確認につきましては、恐れ入りますが3月以降にお問い合わせください。

☆法律により、個人番号(マイナンバー)の記載をしていただくこととなります。また、新潟市内に住民票の登録のある方については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条の規定に基づき住民基本台帳の確認によりマイナンバーを固定資産税の賦課決定等の事務に利用いたします。

申告書提出の際、本人確認・個人番号確認等を行いますので、下記をご確認いただき必要書類をご用意くださるようお願いいたします。

☆法人の場合は法人番号を記載していただくのみとなりますので、下記の書類等は必要ありません。

本人・家族が申告書を提出する場合

〈注意〉①・②のどちらも必要です
(写し可)

- ①本人確認
運転免許証、
健康保険の被保険者証 等
- ②番号確認
個人番号カード、通知カード 等

※郵送で申告書を提出される場合は、
必要書類の写しを同封してください。
(委任状は原本を同封してください。)

代理人が申告書を提出する場合

〈注意〉①・②・③のすべて必要です

- ①申告者本人の個人番号の確認
申告者本人の個人番号カード又は
通知カード(写し可) 等

- ②代理権の確認
委任状
(裏表紙にあります)

- ③代理人の身元確認
代理人の運転免許証 等
※代理人が税理士の方の場合は
税理士証票



右下の部分を取り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。
(別途切手の貼り付けが必要です。)

全区分こちらへ提出ください。

切り取り線

☆お問い合わせはこちらへ
新潟市 市税事務所 資産税課 償却資産係

〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-2277(直通)
Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 市税事務所
資産税課 償却資産係 行

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

① <資産所在区>

資産の所在区をご記入ください。事前に印字のある方で、実際の所在区と異なる場合は、正しい所在区に訂正してください。

⑤ <個人番号又は法人番号>

国又は市町村より通知された個人番号等（マイナンバー）を記載してください。

⑧ <応答者>

この申告書について応答される方の氏名及び電話番号を記載してください。

⑨ <税理士等の氏名>

税理士等に経理を委任されている場合は、その税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

②・③ <住所・氏名>

「個人の方」

所有者の住所・氏名をご記入ください。（昨年までにご申告いただいている方は印字してあります。）電話番号を記載し、押印してください。

「法人の方」

電話番号、代表者の氏名およびふりがなを記載し、社印または代表者印を押印してください。

印字されている方で、住所・氏名に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

④ <取得価額>

前年前に取得したもの(イ)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。昨年度申告された方は、金額を打ち出ししていますが、申告漏れ資産等があり、金額が実際と異なる場合は訂正してください。

前年中に減少したもの(ロ)

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

前年中に取得したもの(ハ)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
(イ)-(ロ)+(ハ) によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

⑥・⑦ <事業種目・事業開始年月>

事業種目および事業開始年月を記載してください。

⑳ <備考(添付書類等)>

「前年中増減資産なし」または「該当資産なし」の場合は、該当する箇所を○で囲んでください。
令和元年（平成31年）以前に合併・解散・廃業等をした場合は該当する箇所を○で囲み、その日付を記入してください。

令和2年 1月 10日
令和2年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印 (あて先) 新潟市長 ① 中央区

住所 (あて先) 〒951-9999 新潟市中央区山岡1-2
電話 (025-987-6543)

所有者 (あて先) 新潟 一郎
電話 (025-999-8888)

個人番号又は法人番号 123456789012

事業種目 農業

事業開始年月 昭和41年 4月

申告に回答者の係及び氏名 新潟 一郎

税理士等の氏名 乙野経理事務所・乙野次郎

縮耐用年数の承認 有・無

追加償却の届出 有・無

課税該当資産 有・無

税標準の特例 有・無

別償却又は圧縮台帳 有・無

務会計上の償却方法 定率法・定額法

色申告 有・無

所有者コード 0666-9999-03

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	1500000		900000	2400000
2 機械及び装置	2300000		1300000	3600000
3 船舶			0	0
4 航空機			0	0
5 車両及び運搬具			0	0
6 工具、器具及び備品	200000			200000
7 合計	4000000		2200000	6200000

市記入欄

確認項目	チェック欄
1. 本人持参	
2. 番号確認	
3. 本人確認	
4. 委任状	
5. 代理人の身元確認	
6. 郵送受付	

資産の種類 評価額 決定価格 課税標準額

1 構築物 記載する必要はありません。ただし、電子計算機を利用して申告される方で、可能な方は記載してください。

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具 ※自己様式を使用される場合も、市から送付された申告書を添付してください。

6 工具、器具及び備品

7 合計

市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 新潟市中央区山岡1-2

②

③

貸主の名称等

NC農機リース

業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

備考(添付書類等) (決算期 月)

(1) 前年中増減資産なし

(2) 該当資産なし

(3) 合併・解散・廃業・清算結了・その他 ()

(年 月 日)

⑩～⑬ <短縮耐用年数の承認等>

お分かりになる範囲で、該当する箇所を○で囲んでください。
⑩・⑪において「有」に該当する場合は、国税における届け出の写し等を添付してください。（決算期末到来により提出が困難な場合はお問い合わせください。）

⑭ <資産の所在地>

資産の所在地を記載してください。
資産が2区以上に所在している場合は、申告書を所在する区ごとに作成してください。

⑮ <借用資産(有・無)>

該当する箇所を○で囲み、借用資産のある場合は、貸主の名称等を記載してください。

⑯ <事業所用家屋の所有区分>

該当する箇所を○で囲んでください。

2 種類別明細書（増加資産用）の書き方

初めてご申告される方は、全資産（申告対象のもの）をご記入ください。
 昨年までご申告頂いている方は、増加した資産のみをご記入ください。

① <資産種類>

資産の種類に記載する数字は、下記の通りです。

- 1⇒構築物
- 2⇒機械及び装置
- 3⇒船舶
- 4⇒航空機
- 5⇒車両及び運搬具
- 6⇒工具、器具及び備品

② <資産の名称>

資産の名称及び型式等を、20字以内で記載してください。使用できる文字は、カタカナ・アルファベット及び算用数字です。

また、以下の記号も使用できます。
 ! " # \$ % & ' () - = @ { } ; + : * < > ? / .

③ <数量>

資産の数量を記入してください。

④ <取得年月>

資産を取得した年月を記入してください。

年号の欄に印字してある「5」は令和を意味しています。昭和に取得された資産を記載される際は「3」に、平成に取得された資産を記載される際は「4」に、それぞれ訂正してください。

種類別明細書（増加資産用）

* 所有者コード *		記載する必要はありません。		種類別明細書（増加資産用）		所有者名				1枚のうち		
行番号	資産コード	資産名称	数量	取得年月		取得価額	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	申告理由	1枚目
				年号	年月							
01	1	ビニールハウス	1	5	105	9000000	14.0					
02	1	ビニールハウス	1	3	6312	1500000	14.0				申告もれ	
03	2	カレソウキ	1	4	1810	2300000	7.0				申告もれ	
04	2	シフトウセンヘツケイリヨウキ	1	5	108	1300000	7.0					
05	6	ホレイコ	1	4	1012	200000	6.0				申告もれ	

第二十六号様式別表一（提出用1）

⑥ <耐用年数>

構築物に該当するビニールハウスの耐用年数は、骨格部分が金属造のものなら、「主として金属造のもの」の耐用年数14年を、木造のものなら、「主として木造のもの」の耐用年数5年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数8年を適用することになります。

機械装置に該当する農業用設備については、耐用年数は全て7年です。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。

※中古資産については、見積もり耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。

・申告の対象となる資産

確定申告における減価償却資産の例

種類	減価償却資産の名称等
建物	農舎 ビニールハウス
機械装置	乾燥機 もみすり機 自動選別計量機
	トラクタアタッチメント各種 ※注
	田植機 トラクタ コンバイン スピードプレイヤー
	トラック
工具、器具及び備品	冷蔵庫 パソコン

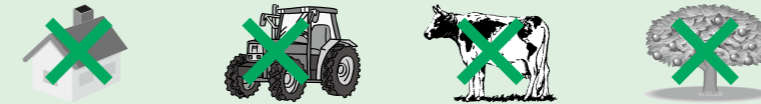
減価償却費を経費に算入している資産のうち、
 家屋や車両を除きます。

○申告対象

- ・ビニールハウス・乾燥機・もみすり機・自動選別計量機・保冷库・マメトラ・パソコンなど

×申告対象外

- ・農舎・最高速度が35km/h未満の農耕作業用自動車（乗用型田植機・トラクタ・コンバイン・スピードプレイヤー）・トラック・生物（牛・果樹）など



×「少額資産」も申告対象外です

- ・10万円未満で、その取得年分の必要経費としたもの
- ・10万円以上20万円未満で1/3ずつ3年間の必要経費としたもの

※不明な場合は、お問い合わせください。

※注 トラクタ等の農耕車両とそのアタッチメントを両方所有されている方は、アタッチメントも申告不要です。
 （アタッチメントだけを所有されている方は申告してください。）

⑤ <取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。

なお取得価額とは、資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他直接要した費用を含む）をいいます。消費税の取り扱いについては、会計上選択されている経理方式に合わせてください。

また、圧縮記帳は固定資産税の評価上では認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

⑨ <摘要>

次のような事項を記載してください。

- ・移動資産については、移動元の市町村名
- ・課税標準の特例が適用される資産や非課税資産については、適用条項
- ・前年までの申告が漏れていた場合は、「申告漏れ」と記載してください。

⑦ <増加事由>

該当する事由の番号を○で囲んでください。

- 1⇒新品取得
- 2⇒中古品取得
- 3⇒移動による受入れ
- 4⇒その他

4（その他）に該当する場合は、具体的な増加事由を⑨摘要欄に記載してください。

⑧ <改正前耐用年数>

初めて新潟市に計上する資産で、平成20年度税制改正により耐用年数を変更している場合は、変更前の耐用年数を記載してください。

記載がない場合は、⑥耐用年数欄に記載された年数により評価額を計算いたします。（課税標準額の計算方法が異なります。）

3 種類別明細書(減少資産用・訂正連絡用)の書き方

※昨年までご申告頂いた方に送付されます。
(初めてご申告される方は提出不要です。)

新潟市へ申告をいただいている全資産の明細を打ち出しております。
売却・滅失・他市町村への移動等で減少した資産または記載内容の訂正について記載し、
修正のあるページのみ提出してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

① <行番号>
減少した資産または記載内容の訂正が必要な資産は、行番号を○で囲んでください。

② <資産の名称等>
資産の名称に訂正がある場合、抹消線を引き、余白に正しい名称を記入してください。
なお、訂正の理由を⑩摘要欄に記載してください。

③ <数量>
数量に誤りがある場合は、抹消線を引き、余白に正しい数量を記入してください。
資産の一部が減少した場合は、減少した数量を記載してください。併せて⑨残数量欄に残った数量を記載してください。

④ <取得年月>
取得年月に誤りがある場合は、抹消線を引き、余白に正しい取得年月を記入してください。併せて訂正の理由を⑩摘要欄に記載してください。

令和 2 年度		種類別明細書 (減少資産用・訂正連絡用)										所有者名		1枚のうち																			
所有者コード		資産コード		資産の名称等		数量		取得年月		取得価額		耐用年数		減少の事由及び区分		一部減少のとき		1枚目															
行番号	資産の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19													
01	1	0	1	0	0	1	0	1	ビニールハウス	1	3	6	3	0	5	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月			取得価額訂正	G・S				
02	1	0	1	0	0	2	1	4	0306	1	5	0	0	0	0	1	4	1	2	3	4	1	2	1	年	8	月			G・S			
03	1	0	2	0	0	1	1	4	0101	1	0	0	0	0	0	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月					G・S			
04	2	0	2	0	0	2	1	4	0103	1	8	0	0	0	0	7	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月		35km/時未満		G・S			
05	2	0	3	0	0	1	1	4	カンソウキ	1																					G・S		
06	2	0	3	0	0	1	1	4	モミスリキ	1																					G・S		
07	2	0	4	0	0	1	1	4	シトウセンハツケイリヨウキ	1																					G・S		
08	2	0	6	0	0	1	1	4	マメトラ	1																					G・S		
09	2	0	6	0	0	2	3	4	0511	1	8	0	0	0	0	7	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月		自己所有車付属品		G・S			
10	2	0	7	0	0	1	1		モミコンテナ																						G・S		
11	2	1	0	0	0	1	1		フレコン																						G・S		
12	2	1	2	0	0	1	1		コウウンキ																						G・S		
13	2	1	4	0	0	1	1		サンアキ																						G・S		
14	2	2	0	0	0	1	1	4	1908	1	5	0	0	0	0	3	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月					G・S		
15	2	1	0	0	0	1	1	4	0111	1	5	0	0	0	0	7	1	4	1	2	3	4	1	2	2	2	年	1	2	月	除去申告漏れ		G・S
16	2	1	2	0	0	1	1	4	0306	1	2	0	0	0	0	7	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月					G・S		
17	6	1	4	0	0	1	1	2	41809	1	5	0	0	0	0	4	1	4	1	2	3	4	1	2	1	年	1	0	月	1台廃棄		G・S	
18	6	2	0	0	0	1	1	4	2212	1	2	0	0	0	0	6	1	4	1	2	3	4	1	2	年	月			名称訂正		G・S		
19																																G・S	
20																																G・S	

現在申告している農耕作業用自動車の中に、乗用型で、35km/時未満のものが含まれていた場合、「35km/時未満」との記載をお願いいたします。
※農耕作業用自動車で、乗用装置があり、35km/時未満の場合は償却資産申告の対象外です。

自己所有の35km/時未満の農耕作業用自動車に付属するアタッチメントは、申告対象外となります。
ただし、農耕作業用自動車が他者所有(リース等)の場合は、所有しているアタッチメントは速度にかかわらず申告が必要です。

⑤ <取得価額>
取得価額に誤りがある場合は、抹消線を引き、余白に正しい取得価額を記入してください。併せて訂正の理由を⑩摘要欄に記載してください。
資産の一部が減少した場合は、その減少した価額を記載してください。併せて⑨残金額欄に残った金額を記載してください。

⑩ <摘要>
次のような事項を記載してください。
・移動資産については、移動先の市町村名称
・売却した場合は、売却先等
・前年までの申告が漏れていた場合は、「申告漏れ」と記載

⑥ <耐用年数>
耐用年数に誤りがある場合は、抹消線を引き、余白に正しい耐用年数を記入してください。
平成20年度税制改正による耐用年数変更の場合は、⑩摘要欄にその旨分かるよう必ず記載してください。
記載がない場合は、耐用年数訂正として扱います。(課税標準額の計算方法が異なります。)

⑦ <減少の事由及び区分>
該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。
<事由>
1⇒売却 2⇒滅失
3⇒移動 4⇒その他
<区分>
1⇒全部 2⇒一部
なお、<事由>が4その他に該当する場合は、その減少事由を⑩摘要欄に記載してください。

⑧ <減少年月>
資産の減少した年月を記載してください。

⑨ <一部減少のとき>
一部減少の場合に、残数量と残金額を記載してください。

4 償却資産の評価について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに、下記の計算式により算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$	前年度評価額 $\times (1 - r)$

r = 耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

<減価残存率表>

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 $1 - r$			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848				
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955

下記の例

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

[評価額の計算例]

令和元年9月取得の取得価額150万円の乾燥機（耐用年数7年）の評価額

令和2年度 1,500,000円 × 0.860 = 1,290,000円

令和3年度 1,290,000円 × 0.720 = 928,800円

令和4年度 928,800円 × 0.720 = 668,736円

⋮

(以降 前年度評価額 × 0.720)

令和11年度 93,163円 × 0.720 = 67,077円 < 75,000円
(令和10年度評価額) (取得価額の5%)

※ 令和11年度算出額が、取得価額の5%より小さくなりますので、以降の評価額は 75,000円 となります。

2 固定資産税額の計算方法

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 1.4\%} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合計した額（決定価格）です。

免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

※注意 区ごとに判定致します。申告書は必ず区ごとに作成してください。

ただし、免税点未満の方でも資産をお持ちの方は毎年申告が必要です。

固定資産税額の計算の仕方

[税額の計算例（概算）]

実際には、評価計算は新潟市で行いますので、算出する必要はありません。電算処理等で評価額の算出が可能な方は、各資産ごとに評価額を表示の上申告願います。土地・家屋を所有されている方は、償却資産分を合算し、固定資産税納税通知書が送付されます。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和2年度評価額
ビニールハウス	元年9月	1,800,000円	14年	0.152	1,800,000円 × (1 - 0.152 × 1/2) = 1,663,200円 (2年度評価額)
乾燥機	22年11月	2,300,000円	7年	0.280	2,300,000円 × (1 - 0.280 × 1/2) = 1,978,000円 (23年度評価額) → 以降 前年度評価額 × (1 - 0.280) 142,850円 (31年度評価額) × (1 - 0.280) = 102,852円 < 115,000円 (取得価額の5%) = 115,000円 (2年度評価額)
米保冷庫	30年11月	300,000円	6年	0.319	300,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 252,000円 (31年度評価額) 252,000円 × (1 - 0.319) = 171,612円 (2年度評価額)
合計 (令和2年度決定価格)					1,949,812円

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例適用を受ける資産がない場合)

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \quad \text{税率} \quad \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

$$1,949,000 \text{円} \quad \times \quad 1.4\% \quad = \quad 27,200 \text{円} \quad (\text{年額})$$

※土地・家屋を所有されている場合は、各々の課税標準額を合算後1,000円未満を切り捨てます。

5 よくある質問

Q1 毎年確定申告をしています。償却資産の申告もしなくてはならないですか。

A1 はい。別に申告が必要です。確定申告(所得税)や市県民税申告(住民税)は所得に関する申告です。別途、「償却資産(固定資産税)申告」をお願いいたします。

Q2 申告をしないとどうなりますか。

A2 地方税法で決められた申告です。正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第71条の規定により過料が科されることになるほか、同法368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合があります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰金等を科せられる場合があります。
新潟市では地方税法第354条の2の規定に基づき、国税庁の確定申告書類等について閲覧調査を行い、償却資産申告内容との照合を行っています。申告がされていなかったことが確認された場合は、地方税法第17条の5第5項及び第368条第1項の規定により、未申告の期間に応じて最高で5年さかのぼり課税させていただきます。(ただし、課税標準額の合計が150万円未満の年度は課税されません。)

Q3 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも申告をしなければならないのでしょうか。

A3 はい。申告が必要です。現に所有しており、事業の用に供することができる状態であれば、申告対象となります。なお、償却資産(固定資産税)の評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q4 ナンバーを取得していないコンバインと田植機を所有しています。償却資産(固定資産税)の申告対象となりますか。

A4 乗用型で時速35km/時未満の農耕作業用自動車(田植機・コンバイン・トラクタ・スピードプレイヤー)は、**ナンバーの有無にかかわらず、償却資産(固定資産税)の申告対象となりません。**確定申告では経費に計上できますので、違いに注意してください。

Q5 申告対象の資産は乾燥機しかなく、取得価額が150万円未満です。申告をしなければならないのでしょうか。

A5 はい。申告が必要です。事業者の方は、毎年1月1日現在所有している償却資産を金額の多少にかかわらず申告をお願いいたします。ただし、課税標準額の合計が150万円未満の場合、課税はされません。

Q6 リース資産は申告対象ですか？

A6 リース資産は、契約内容により、申告が必要な場合と不要な場合があります。通常の賃貸借契約によるリース資産の場合は申告不要です。(不明な場合は契約書を用意してご相談ください。)

リース契約の内容	資産を借りている方
<期間満了と同時に資産が回収されるような場合> 通常の賃貸借契約によるリース資産	申告不要
<所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合> 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	申告が必要

Q7 米保冷庫を共有で所有しています。この場合、所有者各々が持ち分について申告すればよいのでしょうか。

A7 持ち分での申告は認められておりません。共有名義の資産については、代表者を決めていただき、申告書の所有者氏名欄には「代表者氏名 外〇名」と記載し、「18 備考」欄に共有者全員の氏名・住所、持ち分割合を記入してください。

Q8 15万円のパソコンを3年一括償却しています。申告対象ですか？

A8 申告対象外です。取得価額が10万円未満でその取得年分の必要経費としたものや、10万円以上20万円未満で1/3ずつ3年間の必要経費としたものは申告対象外です。ただし、20万円未満でも減価償却を選ばれた場合は申告対象です。

償却資産（固定資産税）申告における 農耕作業用自動車についての注意事項

乗用型田植機・トラクタ・コンバイン・スピードスプレイヤーについては
償却資産（固定資産税）申告の対象に該当するものは限定されます。

(1) 乗用装置がついていて、最高速度が35km/時未満のもの → 申告不要

(2) 乗用装置がついていないもの（歩行型・手押し型のもの）→ 償却資産
(固定資産税) 申告対象

(3) 乗用装置がついていて、最高速度が35km/時以上のもの → 申告対象

※いずれの場合も確定申告では経費に計上できません。違いに注意してください。

【お知らせ】 固定資産税・都市計画税の口座振替による毎月納付を実施しています！！

口座振替による納付においては、所定の手続きによりお申込いただきますと、12回に平準化して振替することができます。

切り取り線

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

私は、
住所 _____
氏名 _____
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

を

固定資産課税にかかる償却資産申告の代理人として定め、個人番号（マイナンバー）の提供を含む一切の権限（代理人が使用者等を選任し、使用者等により申告書を提出させる権限を含む。）を委任します。

委任者

住所 _____

氏名 _____ 印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 () _____